

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第6条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成25年 8月27日

香川県知事 浜田 恵造

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	イオンリテール株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1 株式会社マルナカ 香川県高松市円座町1001番地				
大規模小売店舗の名称及び所在地	イオンモール高松 高松市香西本町1番1ほか				
変更した事項	1 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 <table border="1" data-bbox="555 801 1390 891"> <tr> <td>変更前</td> <td>イオンリテール株式会社ほか74社</td> </tr> <tr> <td>変更後</td> <td>イオンリテール株式会社ほか75社</td> </tr> </table>	変更前	イオンリテール株式会社ほか74社	変更後	イオンリテール株式会社ほか75社
変更前	イオンリテール株式会社ほか74社				
変更後	イオンリテール株式会社ほか75社				
変更年月日	平成25年4月25日				
変更理由	リニューアルに伴い、一部テナントの入れ替えを行ったため。				

2 届出年月日

平成25年8月14日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業経済部産業振興課
縦覧期間	平成25年8月27日から平成25年12月27日まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から4月以内（平成25年12月27日まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業経済部産業振興課において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ